

創薬支援推進事業－創薬シーズ実用化支援基盤整備事業－における
一般社団法人医薬新結合研究所との取引に関する基本事項

令和 2 年（2020 年）4 月 2 日
一般社団法人医薬新結合研究所

創薬支援推進事業－創薬シーズ実用化支援基盤整備事業－（以下「本事業」という）での取引先様に関しては、下記の事項を遵守することをお願いいたします。下記の事項が遵守されない場合、その他不正取引が発覚した時は、コンプライアンス推進部署の決定に従い、取引停止等の措置を取る場合があります。

記

1. 次の各号に該当する本所との不正な取引に関与しないこと。
 - 1) 取引にあたっての贈賄、談合及び職員等との癒着
 - 2) 取引事実と異なる書類の作成・提出
 - 3) 架空請求、その他不正な事項
2. 本事業研究者から不正な取引の相談・依頼等があった場合には速やかに断りをいれ、本事業の通報窓口へ連絡すること。
3. 本事業に物品を納品する際は、納品日が記載された納品書を一緒に提出すること。また、検収書を受領すること。ただし、e チケット等、電子的な納品物はその限りではない。
4. 本事業では研究員は直接発注権限をもっていないことを理解し、研究員から発注があった場合は拒否すること。

以上